

～ 巻頭言 ～



130年前の法整備支援事業

大阪弁護士会
会長 佐伯 照道

私の家には1889（明治22）年頃撮影と思われる古い集合写真があります。祖父が学んでいた和仏法律学校（現在の法政大学）で、外国人教師を囲んだ生徒の記念写真と思われます。

祖父は、和歌山にて、最初に作られた裁判所の書記として雇われ、その後東京の和仏法律学校で学びました。後に東大卒の裁判官になった父の話では、祖父はボアソナード氏の教えに感銘を受け、裁判官になったものの、同氏の民法典が、いわゆる民法典論争の結果、政府に採用されず、また、独法系の教育を受けた東大卒の裁判官が重用されることに反撥して、裁判官を辞したとのことでした。



ボアソナード氏は、48才の1873（明治6）年に、駐仏公使鮫島氏の要請により、明治維新政府の法典編纂と法曹養成事業のために来日しました。当時のフランスではまさに新進気鋭

の法律学者としてパリ大学法科大学教授としてその将来が大きく開かれていたにも拘らず、1ヶ月以上の船旅を要する東洋の封建的慣習の下にあった日本に、大きな使命感の下に赴任してきたと思われます。

赴任早々から、司法省の顧問として、司法省法律学校の教授として、司法省少壮官僚に講義を開始する一方、上記の和仏法律学校、明治法律学校においても生徒に講義をし、多数の学者・法曹を育成するという一大事業に従事しました。

まさに、130年前に日本に対する法整備支援事業が、ボアソナード氏個人によって開始されたこととなります。

ボアソナード氏は、近代的法典を未だ有しなかった日本に、刑法典及び治罪法典（刑事訴訟法）を公刊し、次いでいわゆるボアソナード民法典を公刊しました。

この民法典は、その後に継受されたドイツ系の新しい民法典との激しい民法典論争に破れ、日本国の民法としてはいわば不採用となりましたが、当初に公刊された1881（明治14）年頃から新しい民法が施行される1898（明治31）年までの間は、日本の民事裁判は、このボアソナード民法典を法源としてこれに支えられていたようです。

このような意味では、日本の近代的幕開けの時代、刑事裁判は勿論、民事裁判も殆どが、ボアソナード氏の編纂にかかる法典によって行われていたこととなります。

ちなみに、ボアソナード氏が、裁判における自由心証主義を説き、拷問制度の廃止を実現させ、慣習法、衡平法、自然法の裁判規範としての優劣を論じ、商品取引所、国家賠償制度、行政訴訟、出版・結社・集会の権利、民事訴訟法、民事執行法等々、大凡の近代的な法律問題について、当時の日本の学者あるいは司法官僚の疑問に答え、あるいは講義していたことは、驚くばかりです（法政大学・「ボアソナード答問録」参照）。

ボアソナード氏は、激しい民法典論争に敗れたのが原因かどうかは不明ですが、22年間を日本の法典整備と法曹養成に尽くした後に、1895（明治28）年70歳でフランスに帰国しました。しかし、同氏の功績と学恩に感謝する多数の学者、官僚及び実務家は、基金を募り、フランスにおける同氏の終焉の地と墓地をも表敬訪問し、同氏の没後27回忌にあたる1934（昭和9）年6月にはパリ大学法科大学に同氏の胸像を寄贈し、同氏の功績を顕彰する大々的な式典を挙行了しました。

今後の諸外国に対する法整備支援事業を考えると、ボアソナード氏の業績は巨大過ぎて参考にもならないと思われますが、いずれにしろ、事業に従事する担当者個人の熱意と知識能力が、成否の分かれ目になると感じられます。

2001（平成13）年6月にまとめられた「司法制度改革審議会意見書」（53頁以下）においては、国際化への対応と題して、「我が国は、世界的動向に受け身で対応するのではなく、国際社会との価値観の共有を深め、公正なルールに基づく国際社会の形成・発展に向けて主体的

に寄与することが一層重要となる。」と述べ、「民事司法の国際化」「刑事司法の国際化」「法整備支援の推進」及び「弁護士（法曹）の国際化」の4つの課題を提唱しています。

これらの課題には、勿論のこと最高裁、法務省そして弁護士会のいわゆる法曹三者の研鑽と協力が不可欠なものとなります。

日本弁護士連合会では、法整備支援として、国際協力事業団（JICA）の小規模開発パートナーシップ事業として、カンボディア王国弁護士会支援プロジェクトを実施しております。私共大阪弁護士会でも国際委員会を設け、法務省法務総合研究所と協力して、ベトナム法整備支援研修生の研修と交流等を実施しました。また、新進気鋭の若手弁護士東岡弘高氏が、個人として、東チモールへの法整備支援に自発的に参加しておりましたし、当会会員の塚原永千氏が JICA のベトナム法整備支援プロジェクトにてハノイで活躍しております。他にも会員の中には、今後も、法未整備国への支援のために出かけて行こうと考えている者もあります。

法務省法務総合研究所の国際協力部が、大阪高検・地検と同じ福島の新庁舎に配置されたことを契機として、今後共、大阪弁護士会も同研究所と情報の交換を密接にして、国際的な法整備支援事業への協力をして行きたいと考えております。